

塩谷町告示第 62 号

塩谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 60 年塩谷町条例第 17 号）第 5 条第 1 項の規定により令和 6 年度一般廃棄物の処理計画を告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

塩谷町長 見形 和久

1 計画区域

塩谷町全域

2 計画期間

令和 6(2024)年 4 月 1 日 ～ 令和 7(2025)年 3 月 31 日まで

3 排出量及び収集主体

(1) 排出量の見込み

種 類	排 出 量	計画収集／年		集 団 回 収 等 ／ 年	施設自己 搬入／年	自家処理 ／年
		直 営	許 可			
可燃ごみ	2,490t	1,650t	400t	—	40t	400t
不燃ごみ	240t	215t	20t	—	5t	—
資 源 物	新聞紙	74t	73t	—	1t	—
	雑 誌	139t	133t	5t	1t	—
	段ボール	180t	59t	121t	—	—
	牛乳パック	1t	1t	—	—	—
	広告その他雑紙	2t	1t	—	1t	—
	ペットボトル	34t	30t	4t	—	—
	ビ ン	78t	74t	2t	1t	1t
	カ ン	87t	80t	3t	3t	1t
	小型家電	3t	3t	—	—	—
	インカートリッジ	1t	1t	—	—	—
廃 乾 電 池	1t	1t	—	—	—	
粗 大 ご み	103t	1t	2t	—	100t	—
容器包装プラスチック	27t	27t	—	—	—	—
合計	3,460t	2,349t	557t	7t	147t	400t
動物の死体	180 頭	130 頭	—	—	—	50 頭

※直営：家庭系一般廃棄物・・・一般家庭の日常生活から排出される廃棄物を町が収集
許可：事業系一般廃棄物・・・産業廃棄物を除く事業活動により排出される廃棄物を

町の許可業者が収集

(2) し尿・浄化槽汚泥

種類	排出量	計画収集／年	
		直営	許可
し尿	900k1	—	900k1
浄化槽汚泥	4,300k1	—	4,300k1
合計	5,200k1		5,200k1

(3) 収集主体

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、廃乾電池、容器包装プラスチック、動物の死体	直営
可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚泥	許可業者

4 収集運搬計画

(1) 家庭系（直営）

種類	収集方法			搬入先
	ステーション	拠点	戸別	
可燃ごみ	週2回 指定袋で排出	—	—	エコパークしおや
資源ごみ（古紙）	週1回 種別ごとにひもで縛って排出	—	—	関正商事(株)
資源ごみ（ビン）	2週1回 コンテナに入れて排出	—	—	エコパークしおや
資源ごみ（缶）	2週1回 コンテナに入れて排出	—	—	エコパークしおや
ペットボトル	週1回 コンテナに入れて排出	—	—	エコパークしおや
小型家電	—	○ バッテリー等はずす	—	リバー（株）
インクカートリッジ	—	○	—	ジット（株）
不燃ごみ	2週1回 コンテナに入れて排出	—	—	エコパークしおや
粗大ごみ	—	—	週1回 処理券を貼付して排出	エコパークしおや
動物の死体	—	—	○	エコパークしおや
容器包装プラスチック	2週1回 透明な袋に入れて排出	—	—	サンエコサーマル（株）

※高原地区の収集は、可燃ごみ、週1回木曜日・不燃ごみ及び資源びん、月1回最終火曜日・資源物（古紙、ペットボトル）、月1回最終金曜日とする。

(2) 事業系（許可業者）

種 類	収集区域	収集方法	搬 入 先
可 燃 ご み	町内全域	事業者による直接搬入又は町許可業者への委託による収集運搬。	エコパークしおや
	県営風見発電所 佐貫ダム		エコパークしおや
	西古屋ダム 道谷原発電所		船生地内置場にストック
資 源 ご み (古紙)	町内全域		関正商事(株)
資 源 ご み (ビン)	町内全域		エコパークしおや
資 源 ご み (缶)	町内全域		エコパークしおや
ペットボトル	町内全域		エコパークおや
不 燃 ご み	町内全域		エコパークしおや
粗 大 ご み	町内全域		エコパークしおや

※収集手数料は、事業者と運搬収集業者の契約による。

(3) 町で収集しないごみ

<p>○家電リサイクル法対象品（テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン） ○消火器 ○自動車・自動車部品 ○原付・軽二輪・小型二輪 ○塗装類 ○バッテリー ○農機具・農薬 ○ガスボンベ ○コンクリート・タイル ○建築廃材・住宅用設備 ○火薬類 ○灯油・ガソリン・軽油 ○土砂・瓦・灰 ○注射器 ○大型家具 ○ドラム缶 ○産業廃棄物に該当するもの 等</p>
--

(4) し尿・浄化槽汚泥（許可業者）

種 類	収集区域	収集回数	収集方法	搬 入 先
し尿	町内全域	随 時	町許可業者への申込による戸別収集運搬	しおやクリーンセンター
浄化槽汚泥				

※収集手数料は、申込者と収集運搬業者の契約による。

5 一般廃棄物の処理工程

(1) ごみ

分別区分	処理工程
可燃ごみ	焼却（一部資源化）。焼却灰は搬出し処理委託・埋立。
不燃ごみ	破碎処理し、鉄類・アルミ類・可燃物・不燃物に選別。 可燃物は焼却、他は搬出して再資源化委託・最終処分委託。
資源びん	色ごとに選別しカレット化。搬出して再資源化委託。
ペットボトル	水平リサイクルによりペットボトルに再生。
粗大ごみ	可燃・不燃に分別。処理工程は、可燃ごみ・不燃ごみと同じ。
古紙	古紙リサイクル業者に売却
使用済小型家電	選別し再資源化・破碎処理
インクカートリッジ	指定工場で再生
容器包装プラスチック	サーマルリサイクル処分

- ※ 1. 東京電力（株）西古屋ダム及び道谷原発発電所の可燃ごみ（流木、落ち葉等）については、船生地内のストック場所へ堆積して土壌還元する。
- ※ 2. 「生ごみ」については、生ごみ処理機等の利用を促進し、堆肥化を図り減量化する。また、指定袋やコンテナに記名をお願いし、分別の徹底及び減量の意識付けを図り、排出させることにより、適正な排出を図る。併せて、事業所にもごみ袋に事業所名の記入と資源化、減量化の推進を要請し、効果を高める。
- ※ 3. 「空き缶」、「再利用ビン類」は、小中学校等、各種団体による資源物回収事業により、資源化を図る。
- ※ 4. ペットボトルと一緒に袋に入れたキャップを回収し再資源化する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

分別区分	処理工程
し尿・浄化槽汚泥	バクテリア処理等を行い、水分を放流、脱水汚泥をエコパークしおやで焼却。

(3) 中間処理施設の概要（事業主体：塩谷広域行政組合）

本町から排出する一般廃棄物は、矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町の2市2町で構成する塩谷広域行政組合が設置する中間処理施設で処理を行う。

ア 焼却施設・資源化施設

施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設	マテリアルリサイクル推進施設
名称	エコパークしおや	
所在地	栃木県矢板市安沢 3640 番地	
処理方式	全連続運転式燃焼ストーカ方式	機械選別方式、手選別方式
処理能力	114 t / 日 (57 t / 24 h × 2 炉)	21 t / 日

処理対象	可燃ごみ、可燃残渣、可燃性粗大ごみ、し尿処理脱水汚泥・し渣、災害廃棄物（緊急時）	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源びん、古紙類、ペットボトル
------	--	------------------------------

イ し尿等処理施設

名称	しおやクリーンセンター
所在地	栃木県矢板市安沢 3640 番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式（流動床システム）
処理能力	110 kl/日
処理対象	し尿・浄化槽汚泥

6 ごみ排出抑制・資源循環への取組

一般廃棄物の排出量を抑制し、限りある資源を有効活用することで循環型社会の構築を目指すために取組を実施する。

ア ごみ排出量の抑制

- ・必要なものを必要なだけ買うことで、ごみの排出量を削減するよう心がける。
- ・「もったいない」意識を持ち、「ごみを出さない暮らし方」について考え、行動することを促進する。
- ・食品ロスや家庭から排出される生ごみ削減のため「とちキャラクターズ3きり運動」を推進する。

イ 資源循環の促進

- ・古紙、びん、缶類などの資源ごみの分別徹底と回収を促進する。
- ・資源ごみ回収を実施した行政区等の団体に報奨金を交付する。
- ・フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用した再利用を推進する。

7 処理計画に係る役割分担

町民	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の排出するごみに責任を持ち、ごみの分別ルールを守り排出量の抑制及びリサイクルを心がける。 ・使い捨てプラスチックの代替となるマイバック、マイボトル、マイ箸などを積極的に利用する。 ・町が実施する施策・取組に積極的に協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ減量化を進め、家庭系ごみの混入防止に努めます。 ・生産・流通・販売のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制等に努めます。 ・町が実施する施策・取組に積極的に協力する。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの事業で発生するごみの排出量の削減・分別とリサイクルを徹底する。 ・ごみの削減やリサイクルに関する普及啓発・情報の発信を実施する。 ・町内の一般廃棄物の適正処理に努め、リサイクル可能な品目や収集方法について調査研究を行う。

8 特記事項

- (1) 平成 13 年 4 月 1 日から施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっている「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫」、「洗濯機」、「冷凍庫」、更には平成 21 年 4 月より追加になった「衣類乾燥機」「液晶テレビ・プラズマテレビ」については、原則行政回収は行わないものとし、家庭電化製品小売店、許可業者等が回収するものとする。また、運搬できる排出者に対しては、家電メーカー・グループ企業が定めた指定取引場所への自己搬入を促す。
- (2) 平成 14 年 4 月 1 日からビン類の資源回収を行っている。
- (3) 平成 25 年 4 月 1 日に施行された、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づいて、家庭から排出される使用済小型電子機器等については、拠点回収（役場住民課・塩谷町生涯学習センター・大宮コミュニティセンター）を行い、数量がまとまった時点で、認定事業者処理依頼する。
- (4) 令和 2 年 5 月 20 日から、使用済みインクカートリッジの拠点回収（役場住民課）を実施。回収品は指定工場にて再生。
- (5) 令和 6 年 2 月 2 日に、塩谷広域行政組合・矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町とサントリーグループとの間で「ボトル to ボトル」水平リサイクル協定を締結。
- (6) 令和 5 年 12 月からの試験運用（拠点収集）を経て、令和 6 年 4 月から容器包装プラスチックのステーション収集を開始。